令和3年度食品リサイクル法に基づく定期報告の取りまとめ結果の概要

令和3年度食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者(年間発 生量100トン以上の事業者)の定期報告の取りまとめ結果は以下のとおりとなっ た。

1 食品廃棄物等の発生量

食品廃棄物等多量発生事業者からの食品廃棄物等の年間発生量は、14,615 千トンとなり、前年度に比べ3.3%の増加となった。

これを業種別にみると、食品製造業は13,258千トン(前年度比3.6%増)、 食品卸売業は98千トン(同2.2%減)、食品小売業は851千トン(同3.0%増)、 外食産業は408千トン(同1.7%減)となった。

		(単位:十トン)	-
業種	令和3年度	(参考)令和2年度	対前年度増減率
食品産業計	14, 615	14, 142	3.3%
食品製造業	13, 258	12, 801	3.6%
食品卸売業	98	100	-2. 2%
食品小売業	851	826	3.0%
外食産業	408	415	-1.7%

2 食品循環資源の再生利用等実施率

食品廃棄物等多量発生事業者による食品循環資源の再生利用等実施率は、 食品産業全体では93%で、業種別にみると、食品製造業は97%、食品卸売業 は74%、食品小売業は62%、外食産業は47%であった。

なお、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率の目標 は、令和6年度までに食品製造業で95%、食品卸売業で75%、食品小売業で 60%、外食産業で50%に向上させることとなっている。

業種	令和3年度	(参考)令和2年度	目標値
食品産業計	93%	92%	ı
食品製造業	97%	97%	95%
食品卸売業	74%	71%	75%
食品小売業	62%	62%	60%
外食産業	47%	43%	50%

[※]対前年度増減率は、それぞれトン単位の数値を基に算出している。

3 公表に同意いただいた事業者数

令和3年度の定期報告において、報告内容※を国が公表することに同意いた だいた事業者数は2,262件(報告数の81%)であった。

これを業種別にみると、食品製造業は 1,708 件 (事業者数の 82%)、食品卸売業は 131 件 (同 78%)、食品小売業は 391 件 (同 80%)、外食産業は 256 件 (同 69%) となった。

(単位:件)

a.			
業種	同意数	報告数(事業者数)	同意いただいた
	Α	В	割合 (A/B)
食品産業計	2, 262	2, 804	81%
食品製造業	1, 708	2, 071	82%
食品卸売業	131	167	78%
食品小売業	391	489	80%
外食産業	256	370	69%

(注)

複数の業種に該当する事業者があるため、食品産業計と業種別の合計は一致しない。

※公表の対象となるのは、定期報告の内容のうち、「事業者名」、「発生原単位」、「当年度の再生利用等の実施率」、「判断の基準となるべき事項の遵守状況」及び「食品循環資源の再生利用等の促進のための先進的な取組の内容」。

■ 令和3年度食品リサイクル法に基づく定期報告の取りまとめ結果

1 食品廃棄物等の発生量の内訳及び再生利用等実施率

令和3年度の食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告を集計した結果、食品廃棄物等多量発生事業者(年間発生量100 t 以上の事業者)からの食品廃棄物等の年間発生量は、14,615千 t となった。

その内訳は、再生利用の実施量が11,124千 t (76%)と最も多く、次いで減量した量が1,779千 t (12%)、廃棄物としての処分量が1,008千 t (7%)、熱回収が469千 t (3%)、再生利用以外が236千 t (2%)の順となっている。

再生利用等実施率については、令和元年に公表した基本方針において、令和6年度までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は60%、外食産業は50%を達成するよう目標を設定している。

令和3年度は、食品製造業、食品小売業においては目標に達し、また食品卸売業、外食産業においては目標に近づきつつあり、食品産業全体で業種別の目標達成に向けた継続的な取組を進める必要。

年度 令和3年度(定期報告)

※各項目の上段()内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量の合計に占める割合である。

		食							
区 分	合 計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	再生利 用以外	廃棄物 としての 処分量	発生抑制 の実施量 (※)	再生利用 等実施率	基本方針 における 目標値
	千t	千 t (76)	千 t (3)	千 t (12)	千 t (2)	千 t (7)	千t	%	
占産業計	14,615		469	1,779		1,008	3,212	93	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40.050	(80)	(4)	(13)	(2)	(2)	0.050	07	
	13,258 158	10,582 141	465	1,763		222	2,659 26	97 91	- 9
部分肉·冷凍肉製造業 肉加工品製造業	117	141	1		3	14 5	20 24		
内加工的表現系 牛乳・乳製品製造業	89	77	0	0	6	6	49		
一九	710	659	0	40		5	138		
水産缶詰・瓶詰製造業	23		•	0		0	100		
<u>小////////////////////////////////////</u>	-3	23 3 6 12 40				0	0		
塩干·塩蔵品製造業	3 6 16	6					1	100	
一	16	12	0	1	1	2	8	89	
	53	40			9	4	8 23	84	
冷凍水産食品製造業	81	57		1	22	3	46		
その他の水産食料品製造業	220	122		93		2	24	98	
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存			_						
食料品製造業(野菜漬物を除く。)	54	48	0	1	0	4	41	96	
野菜漬物製造業	41	26		12		3	46	96	
しょうゆ製造業	41 79	71	0	0	6	2	46	94	
味そ製造業		3		0	0	1	84	99	
ソース製造業	4 8 4	3 6 4	0	0	1	2	3	83	
食酢製造業	4	4			0 3	1	0	82	
その他の調味料製造業	79	59	2	4	3	11	123	93	
甘しゃ糖製造業	471	158	312		1		4	97	
てん菜糖製造業	1,485	579		905			152	100	
砂糖精製業	27	25			2	0	11	95	
ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造 業	432	235		196	1	1	11	100	
精米·精麦業	137	125			9	3	44	93	
小麦粉製造業	1,424	1,406			17	1	38	99	
その他の精穀・製粉業	18	16		0	1	0	3	93	
パン製造業	229	222	3 2	0	1	3	27	99	
菓子製造業	157	135	2	2	3	15	97	93	
動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く。)	3,319	3,284	1	5		8	110	99	
食用油脂加工業	381	371	2	4	2	2 2 4	131	99	
でん粉製造業	544	437		71	34	2	20	94	
麺類製造業	75	68	1	1	2 15	4	10		
豆腐•油揚製造業	292	203		60	15	14 2 5	91	92	
あん類製造業	3	1	0 0		0	2	0		
冷凍調理食品製造業	85	79	0	0	1	5	35	•	
そう菜製造業	112	88	0	10	1	12	35		
すし・弁当・調理パン製造業	113	103	1 0	2 1	0 0	7 1	34		
レトルト食品製造業	6	4	0	1	0	1	3	88	

他に分類されない食料品製造業	353	249	3	71	5	26	185	94	
清涼飲料製造業(茶、コーヒー、 果汁など残さが出るものに限る。)	555	440	0	66	38	10	409	95	
清涼飲料製造業(その他)	19	16	0	0	0	3	55	•	
果実酒製造業	2	2				0	0	97	
ビール類製造業	385	•		59	0	1	76		
清酒製造業	28	5		12	0 4	10	4	68	
単式蒸留焼酎製造業	531	471		34	4	22	308	97	
蒸留酒・混成酒製造業(単式蒸 留焼酎製造業を除く。)	164		54	46	2	9	53		
製茶業	3	1	2		0	0	0	92	
コーヒー製造業	165	(55)	(4)	(7)	(8)		20	96	
食品卸売業	98	` '	` '	7	(6)	⁽²⁷⁾ 26	30	74	75
米麦卸売業・雑穀卸売業	19			,	5		30		73
野菜卸売業・果実卸売業	34		•	7	1	14			
野来却元素・朱美却元素		•	2	/	<u></u>		3	100	
	5 7	5 1	n		0	0	3	100 77	
食肉卸売業 その他の農畜産物・水産物卸		4	U		<u></u>		<u>_</u>		
一一での他の展留性物・水産物即 一一売業 一食料・飲料卸売業(飲料を中	3	2		0		1	2	78	
は料・飲料却元素(飲料を中心とするものに限る。) 食料・飲料卸売業(飲料を中	16	12	0		0	4	12	83	
及科・飲料却元素(飲料を中 心とするものを除く。)	14			(4)	1	4	4	70	
食品小売業	851	(44) 374	(0)	(1)	(0)	(55) 470	384	62	60
各種食料品小売業	614	277	U	3	2	331	293		00
	014	Z11 1		4		აა I ი	293 0		
野菜・果実小売業食肉小売業(卵・鳥肉を除	<u>3</u>						U	40	
(。)	0	0				0	0		
卵·鳥肉小売業	0	0					0		
鮮魚小売業 	8 0	8				0	2 0	98	
酒小売業		0					Ō	0	
菓子・パン小売業	5	2 83		0	0	4	1	46 57	
コンビニエンスストア	207	83	0	0	0	124	85	57	
その他の飲食料品小売業(コン ビニエンスストアを除く。)	13	_	_	1		9	2	40	
外食産業	400	(28)	(0)	(1)	(0)	(71)	400	47	
食堂・レストラン(麺類を中	408 154			1	0	290 119	138 64		50
<u>心とするものを除く。)</u> 食堂・レストラン(麺類を中	59				0	E4	0	25	
心とするものに限る。)		_		0	0		9		
居酒屋等	15	2		0	0	12	8	44	
喫茶店	20	4		0	0	16	7	40	
ファーストフード店	99	50	0			49	25	61	
その他の飲食店(ファースト フード店を除く。)	8	1		0	0	7	7	58	
持ち帰り・配達飲食サービス		!		_	0	13	12	61	
業(給食事業を除く)	21			0	0		12	٠.١	
業(給食事業を除く。) 給食事業	18	3		0 1	0	13	4	38	
業(給食事業を除く。) 給食事業 沿海旅客海運業	18 0			1				38 0	
業(給食事業を除く。) 給食事業 沿海旅客海運業 内陸水運業	18 0 0	3 0 0		1			4	38 0 0	
業(給食事業を除く。) 給食事業 沿海旅客海運業	18 0	3 0		0				38 0 0 26	

[※] 発生抑制の実施量は、事業者毎に平成19年度発生原単位から令和3年度発生原単位を差し引き、 その差(プラスの場合に限る。)に食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値を乗じた値により推計。 ※ 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

2 食品リサイクル法で規定している食品循環資源の再生利用の用途別の内訳

食品廃棄物等多量発生事業者における、食品リサイクル法で規定している再生利用の用途別の実施量の内訳は、飼料が8,661 千 t (78%) と最も多く、次いで肥料が1,550 千 t (14%)、メタンが447 千 t (4%)、油脂及び油脂製品が380 千 t (3%)、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地が44 千 t 、炭化して製造される燃料及び還元剤が37 千 t 、エタノールが4 千 t の順となっている。

年度 令和3年度(定期報告)

※ 各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している 用途別の実施量の合計に占める割合である。

		食品	引リサイク。	ル法で規定	している用	途別の実	施量	
区分	合 計	肥料	飼料	きのこ類の 栽培のため に使用され る固形状の 培地	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エタノール
	千t	千 t (14)	千 t (78)	千 t (0)	千 t (4)	千 t (3)	千 t (0)	千 t (0)
品産業計	11,124	1,550	8,661	44	447	380	37	4
食品製造業	40 E00	(13)	(80)	(0) 44	(4)	(2)	(0)	(0)
部分肉•冷凍肉製造業	10,582 141	1,409 24	8,440 78		399 0	258 35		4
	109	18			1	25	1	
内加工	77	19	50		7	Λ	1	0
その他の畜産食料品製造業	659	120	482		, 0	56	1	
水産缶詰・瓶詰製造業	23	2	21		Ö	0		
	3	2 3 0						
塩干・塩蔵品製造業	23 3 6	Ö	0 6			0		}
水産練製品製造業	12 40	4	7		1	0	3	p
冷凍水産物製造業	40	6	33			1	0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
冷凍水産食品製造業	57	12	43		0	2	0	
その他の水産食料品製造業	122	12 11	43 91		0	20	0	
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存 食料品製造業(野菜漬物を除く。)	48	33	14		1	0	0	0
野菜漬物製造業	26	18	8		0			
しょうゆ製造業	26 71 3 6 4	18 6	64			1	0	
味そ製造業	3	1	1		0	0 0	0	
ソース製造業	6	4	1	0	1	0	0	0
食酢製造業	4	1	2 16		0			
その他の調味料製造業	59				2	0	1	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
甘しゃ糖製造業	158	128	28	0				3
てん菜糖製造業	579		579					ļ
砂糖精製業	25	4	20				1	
ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造 業	235	10	219			5		
精米·精麦業	125	14	77	13		20		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
小麦粉製造業	1,406	14 3 5	1,394	8		0		ļ
その他の精穀・製粉業	16	, 5			0 3 10			
パン製造業	222	12	206		3	1	0	0
菓子製造業	135	44	77	0	10	3	1	
動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く。)	3,284	82	3,137	7	0	59		,
食用油脂加工業	371	16	347	1	0 0	6	1	ļ
でん粉製造業	437	16	420		0			
麺類製造業 	68	14	47		2	4	0	0
豆腐・油揚製造業	203 1	14 33 0 34	151	10	2 5 0	4	0	
あん類製造業	1 79	0	0		0			
冷凍調理食品製造業			31	0	12	2	0	0
そう菜製造業	88 103	53	23		6	4	1	^
すし・弁当・調理パン製造業	103	32 3	62 0		6 6 0	2 4 3 0	1	0
レトルト食品製造業	4	L3	0	0	I	U	0	ı U

H	也に分類されない食料品製造業	249	139	95	2	11	3	0	0
月	青涼飲料製造業(茶、コーヒー、 ₹汁など残さが出るものに限る。)	440	344	59	0	30	0	7	0
7	青涼飲料製造業(その他)	16	8	2	0	2	0	4	0
月	!実酒製造業	325 5 471	2	0		0		0	
	ニール類製造業	325	3	320	2	0			
	青酒製造業	5	1	4			0		0
ì	单式蒸留焼酎製造業	471	73	99	0	296		2	0
	蒸留酒•混成酒製造業(単式蒸	54	3	50		1		0	0
Į.	『焼酎製造業を除く。)	54	3	30				U	U
集	⊎茶業 □一ヒ一製造業	1	1	0				0	
	コーヒー製造業	14	13			0		0	
	卸売業	53	17	(35) 19	(1)	(10)	(20)	(1)	(-) 0
	ド麦卸売業・雑穀卸売業	13	2	2	1	0	8	0	
	予菜卸売業・果実卸売業	11	8	1	0	1	0	0	0
	E鮮魚介卸売業	5	0	4			1		
1	建肉卸壳業	4	0	3		0	1		
月月	その他の農畜産物・水産物卸 も業	2	1	0		0	0		
1	食料・飲料卸売業(飲料を中	12	4	5		2		0	
1 1	いとするものに限る。)	12						· ·	
	良料・飲料卸売業(飲料を中 ひとするものを除く。)	7	2	3		2	0	0	
			(28)	(38)	(0)	(10)	(22)	(2)	(0)
食品	小売業	374	105	142	0		81	8	0
4	各種食料品小売業	277	95	118		24	33	6	0
ı ı	万英・果実 小売業	1	1	0			0		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
T T	予菜・果実小売業 食肉小売業(卵・鳥肉を除								
<	(,)	0	0	U			U		
Ŋ	阝・鳥肉小売業	0	0						
魚	詳魚小売業	8	0	7			0		
7	雪小売業	0							
	i 子・パン小売業 コンビニエンスストア	0 8 0 2 83	0	1		0	0	0	0
=	コンビニエンスストア	83	7	14		12	48	1	
7	その他の飲食料品小売業(コン	2	4	4		4			^
t	ニニエンスストアを除く。)	3	I	l l		I	0	-	U
外食	産業			(53)	(0)	(4)	(26)	(1)	(0)
		114	19	61	0	5	30	1	0
1	食堂・レストラン (麺類を中	33	9	10		2	13	0	0
1	♪とするものを除く。) 食堂・レストラン(麺類を中								
	夏室・レストラン(麺類を中 ひとするものに限る。)	8	2	3		1	2	0	0
		2		1		0	2	0	
に	号酒屋等 切茶 庄		Ú			Ŭ		Ž	
<u> </u>	契茶店 ファーストフード店	4 F0	2	2		0	0	Ú	
	ファーストノート店	50	U	40		U	IU	U	
-	てい他の跃艮店(ファースト フード庁を除く \	1	0	0		0	1	0	
ŧ	その他の飲食店(ファーストフード店を除く。)								
当	ま (給食事業を除く。)	7	1	2		0	3	0	
糸	合食事業	3	1	2	ļ	0	1	0	
## %	□及于不 □海旅客海運業		,				h	<u> </u>	
144	7.世州谷.世1里来	O	1 1						1
17	7. 伊瓜各伊连未 5. 陸水運業	0							
P 条	内陸水運業	0	n	Λ		n	n		
糸	コ供派合併選集 内陸水運業 吉婚式場業 依館業		0	0		0	0	0	0

[※] 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。